

北陸電力株式会社「（仮称）あさひ風力発電事業環境影響評価方法書」に対する  
通知について

令和４年９月２１日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法施行規則第６１条の５第１項ただし書の規定に基づき、令和４年３月３０日付けで届出のあった「（仮称）あさひ風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第６１条の５第１項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第２項の規定に基づき、北陸電力株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

１．延長する期間

令和４年９月２５日から令和４年１０月２５日まで

２．期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第９条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第１０条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第６１条の５第１項に定める勧告の期限の間近となり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和４年 ３月３０日
住民意見の概要等受理	令和４年 ６月１０日
都道府県知事の意見期限	令和４年 ９月 ８日
経済産業大臣勧告期限 （延長後）	令和４年１０月２５日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内  
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）